【堺市医療圏】

二次救急医療体制

〔平成２９年１２月７日時点〕

表６－５－２　二次救急医療機関

所在地	医療機関名	診療科目																																								備考
		固定・通年制																									輪番制・非通年制															
		内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	神経内科	外科	心臓血管外科	呼吸器外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	形成外科	小児科	小児外科	新生児科	産科	婦人科	泌尿器科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	口腔外科	精神科	産婦人科	内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	外科	心臓血管外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	小児科	泌尿器科	眼科	耳鼻咽喉科	精神科	産婦人科	
堺区	浅香山病院	○																																					○			
	堺山口病院						○																																			
	清恵会病院	○					○				○	○		○																												
	阪堺病院											○																														
	耳原総合病院	○												○																												
中区	堺温心会病院	○																																								
	阪南病院																																						○			
	ベルランド総合病院	○	○				○	○			○	○																							木日							
	邦和病院	○					○																																			
	南堺病院	○					○					○																														
	堺フジタ病院																																	火								
	阪和第二泉北病院																									水																
東区	日野病院	○																																								
西区	馬場記念病院	○	○			○	○				○	○																														
	堺市立総合医療センター	○					○							○											○																	
南区	泉北陣内病院	○																																								
北区	植木病院	○																																								
	大阪労災病院	○	○		○		○				○	○													○										月第２・４土及びその翌日の日							
	金岡中央病院																																						○			
	堺若葉会病院	○										○																														
	吉川病院	○																																								
	近畿中央胸部疾患センター			○																																						
美原区	田中病院						○																																			
	美原病院																																						○			

輪番制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科について、特定日のみ診療する体制のことです。

非通年制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科以外の診療科目について、特定日のみ診療する体制のことです。

【非通年制導入の経緯】
二次救急医療体制のうち、一部（小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科）を除く診療科目については、従来、２４時間３６５日の体制確保（固定・通年制）が救急医療の原則として救急告示医療機関の認定要件としてきましたが、昨今の医療を取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成２０年度の認定（１２月７日）以降は、それらの科目について「固定・通年制」の体制が確保できない場合、「非通年制」（１週間につき１日以上又は年間５０日以上において、特定の曜日等での２４時間体制の確保による協力が可能な場合）として、救急告示医療機関の認定を行うこととしています。

※精神科の救急病院を受診希望の方は、おおさか精神科救急ダイヤル（0570-01-5000）にご連絡下さい。

【堺市医療圏】

三次救急医療体制

〔平成２９年１２月７日時点〕

表５－５－３　三次救急医療機関

所在地	医療機関名	病床数	区分	備考
西区	堺市立総合医療センター （救命救急センター）	30		

※「区分」欄の「高」は、高度救命救急センター。